

議会運営委員会審査日程

開議日時：令和3年12月21日（火曜日）

午後1時00分

場 所：議事堂大会議室

1. 開会
2. 議会基本条例の検証
3. オンライン委員会出席要件改正に関する件
4. 360度カメラを用いたインターネット配信の件
5. 会議録から見える化システム運用の件
6. その他
7. 閉会

議会基本条例検証シート（全体集計）

議会の活動に対する自己評価（1 とてもできていない 2 できていない 3 どちらでもない 4 できている 5 とてもできている）

検証結果（A 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく B 条文に従い、新たな取り組みを検討する C 条文を改正する D その他）

条文	取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)	自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)	自己評価 (1~5)	他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値	検証結果 (A~D)	検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載
<p>(前文)</p> <p>取手市議会は、日本国憲法がうたう地方自治の下、市民から負託を受けた市長とともに、二元代表制の一翼として、市民の意思を把握し、実現化するために責任ある役割を担っている。</p> <p>議会は、自治体政策の立案、決定、執行、評価での論点を明確にし、市民に開かれた市政を目指す責務を有する。また、合議制の議会は、多様な意見を集約するために、市民との対話を行い、自由かつ達な討議を重ね、その審議経過を市民に積極的に公開しなければならない。</p> <p>取手市議会は、これまで取り組んできた議会改革を踏まえ、市民との対話を根幹に、更に議会</p>	—	—	—	—		

<p>条文</p>	<p>取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議 会等として取り組んだ事項を記 入願います)</p>	<p>自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己 評価を記入願います)</p>	<p>自己評価 (1～5)</p>	<p>他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値</p>	<p>検証結果 (A～D)</p>	<p>検証結果がA以外の場合、新たな取 り組み案や条文改正方針等を記載</p>
<p>改革を推進し、市民から信頼される議会にすべ く、ここに議会の最高規範としての議会基本条 例を制定する。</p>						
<p>(目的) 第1条 この条例は、二元代表制の下、取手市 議会(以下「議会」という。)の基本理念、取手 市議会議員(以下「議員」という。)の責務、活 動原則等を定めることにより、合議制の機関で ある議会の役割、市民と議会との関係、議会と 市長との関係を明らかにするとともに、地方自 治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市 勢の伸展と市民福祉の向上に寄与することを 目的とする。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		
<p>(基本理念) 第2条 議会は、市政における唯一の議事機関 としての責任を自覚し、市民の意思を市政に反 映させるため、公平かつ公正に議論を尽くし、</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		

<p>条文</p>	<p>取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)</p>	<p>自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)</p>	<p>自己評価 (1~5)</p>	<p>他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値</p>	<p>検証結果 (A~D)</p>	<p>検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載</p>
<p>地方分権時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指すものとする。</p>						
<p>(議会の活動原則) 第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・議会の活動原則を常に意識しながら、議員活動をおこなう必要を感じた。 ・市民や団体等との意見の吸い上げを行っている ・概ねできていると判断。(1)~(6)ともに伸びしろがあると思います。 ・いじめ自死問題では議会としての監視機能は果たせていなかった ・政策提案権の活用が不十分 ・市民要望として、議会運営に関する請願がいくつか出された(議会運営・在り方への指摘) 	<p>1 2 3 4 5</p>	<p>・ ・</p>		
<p>(1) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問や質疑など、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価できている質問・質疑なのかわからない。 ・決算予算特別委員会を作り決算を予算に反映させる事により、適切な行政運営が行われているかを評価しようとしている。 	<p>—</p>			

条文	取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)	自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)	自己評価 (1～5)	他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値	検証結果 (A～D)	検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載
		<ul style="list-style-type: none"> 各議員が委員会や一般質問において適切な行政運営ができてきているのかを追及できた。 コロナ禍の状況で、専決については数も少なく、議会として考えた末の判断だと思われる。 				
(2) 政策提案権を積極的に活用することができるとすること。	<ul style="list-style-type: none"> 市議会感染症対策会議による討議協議、提言。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例の制定改廃の事例はありませんが、市政や議会の課題に着目して、必要なものを討議や対話を通じて提案している。(市議会感染症対策会議など) 感染症対策会議において提言等が出来ている 条例制定の実績は無いが、コロナウイルス対策などで様々な提案をしている。 さらに研鑽が必要 意見書や議員提出議案等を提出した 政策提案権を活用することについて、議員間でも共有され日常レベルで実施されている。執行部に対する積極的な議会提案までには至っていないと推察される。 	—			
(3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかに	<ul style="list-style-type: none"> 第3回定例会において「新型コロナウイルス感染症」「ワクチン 	<ul style="list-style-type: none"> 討議が「討論」になってしまっていることがまだある。本来の討議ができるよう議員個人の 	—			

<p>条文</p>	<p>取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議 会等として取り組んだ事項を記 入願います)</p>	<p>自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己 評価を記入願います)</p>	<p>自己評価 (1～5)</p>	<p>他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値</p>	<p>検証結果 (A～D)</p>	<p>検証結果がA以外の場合、新たな取 り組み案や条文改正方針等を記載</p>
<p>し、合意形成に努めること。</p>	<p>ン接種」に関し、本会議にて議 員間討議を実施。</p>	<p>事前調査や議会の運営づくりが必要かと思いま す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長との討議はない。議員間は出来ているよ うに思えるが、市長とは行っていない。 ・委員会で議員間の討議はしているが、市長等 との討議は行われていない。 ・「討議」を深められるよう努める ・論点がずれていたり担当課で容易に聞けるこ とを一般質問や委員会で質問質疑する議員が一 部見受けられた。 ・委員間での討論は行われているようだが、合 意形成まで至っているかの判断はできない。記 録からは討論は特定の議員が多いようである。 市長との地涌闊達な討議の有無は判断できず。 				
<p>(4) 市民の多様な意見を的確に把握すること に努め、市政に反映させるための議会運営を目 指すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会感染症対策会議 ・市民との意見交換会・学校と の協働事業による生徒等との意 	<ul style="list-style-type: none"> ・出来てはいるがコロナ渦のため市民との対話 が減っている。 ・意見交換会などを実施しているが、コロナウ 	<p>—</p>			

条文	取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議 会等として取り組んだ事項を記 入願います)	自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己 評価を記入願います)	自己評価 (1～5)	他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値	検証結果 (A～D)	検証結果がA以外の場合、新たな取 り組み案や条文改正方針等を記載
	見交換 ・常任委員会で関係団体との意 見交換会	イルスの影響であまり出来ていない。方法を再 検討すべき。 ・市民や団体の意見等をよく聞き取り組んでい る。 ・日常的に市民の皆さんの声を聴いている・オ ンラインをうまく活用し、生徒達の提言を理解 出来た。 ・オンラインで市民団体との意見交換会、二中 との協働事業を行い意見を聞き調査研究に努め た。 ・請願・陳情は丁寧に取り上げられている印象 を受ける。議会報告会の20年度は中止のため市 民の個別意見の論点化については不明。				
(5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運 営に努めること。	・会議録速報版 ・オンライン開催時の資料をホ ームページにアップ ・ひびきメールや議会のSNS	・眠くなってしまう議会の運営そのものを見直 さない。 ・「わからないから」といった事前に調べていな いことを露呈する発言がしばしば見られる。こ の条文を理解し、発言すればいいという意識は 脱すべき。 ・市民から、「議員の勉強不足では」といった意 見もあるので、自ら事前調査したものをしっか りと議論を深めるべき。 ・「来て・見て・知って取手市議会」の事業を普 段の活動の中で接する市民に周知してみてもは。	—			

<p>条文</p>	<p>取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)</p>	<p>自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)</p>	<p>自己評価 (1~5)</p>	<p>他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値</p>	<p>検証結果 (A~D)</p>	<p>検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載</p>
	<p>等で、傍聴が出来る旨を記載している</p>	<p>・一般質問時は特に、居眠りと思われる会議の状態がある。議論している議員が眠くなるような議会では、市民に傍聴の必要性を感じられるものには程遠い。 ・非常に難しいと思う ・傍聴の必要性を認識出来る議会運営とは何か、議論する必要がある。 ・関心をもっていただけるよう、努める ・コロナ禍においてもオンラインを使った議会運営ができた。 ・議会だより等からは判断できず。現状、HPからは、インターネット中継も含めて情報アクセス可能なので、リアルタイムで議場に傍聴に向くという行動を起こし難いかもしれない。</p>				
<p>(6) 市民に分かりやすい言葉, 表現を用いた議会運営に努めること。</p>	<p>・議場スクリーン設置 ・YouTube配信 ・モニター改善設置 ・議場のカメラがデジタル化され、一般質問でのスクリーン資料がより見やすくなった。</p>	<p>・努めていると思う。 ・言葉を柔らかくして、分かり易さを心がける ・自身の発言、動画を確認し修正。 ・市民に分かりやすい言葉で具体的に努めている。 ・議会だより等市民への情報発信は丁寧で分かり易いと判断できる。その分、情報量が多くなり、目通しや把握に時間がかかってしまう。 今後のデモテックとの融合に期待。 ・資料を作成し、質問の趣旨を共有できるように心がけている</p>	<p>—</p>			

条文	取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)	自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)	自己評価 (1~5)	他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値	検証結果 (A~D)	検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載
(議員の活動原則) 第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。			1 2 3 4 5	. .		
(1) 市民の代表としてふさわしい品位を保ち、常に研さんに努め、取手市政治倫理条例(平成26年条例第9号)を遵守すること。	・任期開始後の議員研修会の開催	・居眠りはよくない。 ・品位の面では反省すべき所はあるが、研さんには務めるようにしている。 ・事務局手作りで議員研修が実施されている。 新人議員を中心に政治倫理の教育を行う。 回数は1回/年で十分か、検討されても良い。	-			
(2) 議員による積極的な条例提案を行うよう努めること。	・議会基本条例検証による改正 ・オンラインの実践から議会基本条例、会議規則、委員会条例の改正	・議員の発言で条例制定を求めるような設問が見受けられるが、当条文にあるように立法機関として本来は、当該議員や議会が条例提案すべきでは。 ・今期になってからはそのような状況にない ・執行部に条例制定を求める方法でも良いのではないか。いじめ防止条例はその一例。 ・積極的には出来ていない ・研鑽が必要 ・積極的な条例提案は出来ていない	-			

条文	取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)	自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)	自己評価 (1~5)	他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値	検証結果 (A~D)	検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載
(3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。		<ul style="list-style-type: none"> ・24人の議員個人の考えや主張があることは十分理解していますが、議論は多角的、客観的に考えるよう努めていくことが本条例の最たる目的と考えたとき、できていない。 ・議員個人の活動が全議員からは見えてこない。 ・その意識で行動している。 ・議会活動に真摯に取り組んでおられることから市民全体の福祉の向上を念頭に活動されている議員が多いのではないかと推察される。 	-			
(4) 議会活動について、市民に対して積極的に情報を伝えるよう努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会Facebookページの開設 ・オンライン開催時の会議資料をホームページに掲載 ・会議録速報版の掲載 ・日々のホームページアップ ・議会、個人におけるSNSによる議会活動状況や情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレットが貸与されて約1年が経過しても、未だ多くの議員の方々は、市議会Facebookページをシェアしてくれない。 ・自らが関係しているものしかシェアしてくれない。 ・個人の通信などの発行やひびきを手配りしている。 ・個人的意見交換会や、訪問活動などで議会情報を伝えている。 ・議会シェアが足りない。fbで行っているが、市民への情報発信力が足りないと思う ・コロナ禍でオンラインを活用 ・市民に様々な情報発信が行われている。ただ、事務局主導の発信という印象を受け、議員さんからの積極的情報発信が見えにくい。 	-			
(市民参加及び市民との連携)	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン開催時の会議資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍でICTの活用により、議会事務局としてはFacebookページや市ホームページの 	1 2 3 4 5			

<p>条文</p>	<p>取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)</p>	<p>自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)</p>	<p>自己評価 (1~5)</p>	<p>他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値</p>	<p>検証結果 (A~D)</p>	<p>検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載</p>
<p>第5条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。</p>	<p>をホームページに掲載 ・ひびき・ひびきメール・ホームページ ・委員会、議員全員協議会や感染症対策会議の映像配信を実施することとした。 ・映像配信にAI音声認識による字幕表示を実施した。 ・AI音声認識システムを用いて、市民ライターを試行し、現行の制度上、休憩中となったが、審査への意見を聞いた。</p>	<p>内容を充実させ積極的に公表している。(オンライン会議の映像や会議録速報版など) ・議会事務局がYouTube、ホームページ、ひびきメールなどで発信している。 ・情報量が多いので大変、また、事務局には様々な媒体を活用し取り組んでいただいている。 ・様々な媒体を駆使し発信している ・議会の情報は積極的に公表されていると推察される。ただ、議決説明という点では、説明が割合とあっさりしているため、十分に果たされているのかは、判断つきかねる。 ・市民からの政策提案となる陳情をやめてしまった</p>		<p>・</p>		
<p>2 議会は、市民と多様な意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。</p>	<p>・市民との意見交換会（オンライン含む） ・市民との意見交換会、2中と</p>	<p>・他の多くの議会と比較した場合、取手市議会は、市民等との「対話」は充実していると考えます。オンラインを活用したさまざまな方法を試行錯誤しながら続けていったらいいのではないかと思います。 ・本当の意味の政策提案の拡大や政策立案能力</p>	<p>—</p>			

条文	取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)	自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)	自己評価 (1～5)	他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値	検証結果 (A～D)	検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載
	<p>のクラボ事業・新採職員との対話事業</p> <p>・女性議員による議会改革特別委員会の取り組み</p>	<p>の強化になっていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般市民との意見交換となると難しい ・市民との意見交換会が定着してきた。 <p>コロナ下で中断しているが再開早く再開したい。政策立案能力を向上させたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の中でも実施できるように工夫して頂き実施した。 ・意見交換会を行っているが、政策立案能力を高める必要を感じる ・各委員会で市民や各団体との意見交換を行い調査研究に努めている。 ・市民との意見交換会の場を2回/年設定している。参加された市民の感想は良好である。しかし人口を考慮すると参加者数が少ないため、より多くの市民の声を集められるような開催の工夫などが課題ではないか。 				
<p>3 議会は、請願を政策提案として受け止め、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)における当該請願に係る質疑が終結するまでの間に請願の代表提出者又は代表提出者から委任を受けた提出者(以下「代表提出者等」という。)から発言の申</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ毎定例会実施。 ・オンラインでも請願者発言を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見は希望があれば聞く機会を権利として設けている。 ・請願の審査は丁寧にされていると思う。 ・会議中の委員会記録に残す形で実施しておりこのまま継続。 ・請願は議会内での審議も公開されており、仕 	-			

条文	取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)	自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)	自己評価 (1～5)	他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値	検証結果 (A～D)	検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載
出があったときは、特別の理由がない限り、委員会において代表提出者等の意見を聴く機会を設けなければならない。		組みは機能と推察されるが、「とてもできている」と判断するには決め手に欠く。				
4 委員会の委員長は、傍聴人から発言の申出があった場合において、必要かつ適当と認めるときは、委員会に諮り傍聴人の発言を許可することができる。ただし、前項の規定により請願に係る意見を述べた代表提出者等は、当該請願について傍聴人として発言することはできない。		<ul style="list-style-type: none"> ・実施することが普通になっているように見えるくらい意識向上が図られているので、このまま継続。 ・傍聴者発言は、これからの議会に必要な雰囲気になっていくと思います。特にオンラインを活用すればかなり充実すると思います。 ・傍聴人の意見が聞けて参考になる。このまま継続。 ・議会だよりやHP 公開情報からは判断ができません 	—			
(意見交換会) 第6条 議会は、市民との対話と報告の場として、意見交換会を年1回以上行うものとする。	・市民との意見交換会の実施 (オンライン含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に関心を持ってもらえるような様々な手法を試行したらいいと思います。 ・時期的に難しい ・年2回行われており、色々な手法で工夫しながら行われている。参加人数が少ないのが悩み。 ・開催方法や参加者のニーズに添って実施されている。年2回を継続。 	1 2 3 4 5	・		

条文	取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)	自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)	自己評価 (1～5)	他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値	検証結果 (A～D)	検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載
		<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍であっても、オンラインでの意見交換を行った。効果的と感じた。 ・様々な意見を聞くことができた。 ・2回/年 実施されている。 ・市民の参加者数を増やすことが課題と推察される。 				
2 意見交換会に関する事項は、別に定める。			—			
<p>(議会と市長等との関係)</p> <p>第7条 議会審議における議員と市長等との関係については、品格、冷静を基調とする緊張関係を保持するものとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「品格」という文字を見ると、果たして現在行われている質問や質疑が、該当するのか疑問に感じるときもあります。「わからないから」「思いついたから」ではなく、議員の皆さんは、議会に臨む姿勢として、事前調査を十分に行い、そこで発生した疑問点を論じたほうがいいと思います。 ・市長等との関係はおおむね達成されていると思うが、緊張感という点では欠けていると思う。なれ合いの質問が見受けられる。 ・基本的にできているのではないかと推察はされるが、判断つかず。 	1 2 3 4 5	. .		
2 本会議及び委員会における質疑及び質問		<ul style="list-style-type: none"> ・「一括質問はわかりづらい。」という市民の声を聞きます。 ・窓口やカウンターで聞くようなものがある。 	—			

条文	取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)	自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)	自己評価 (1～5)	他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値	検証結果 (A～D)	検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載
は、一問一答の方法で行い、論点を明確にしなければならない。ただし、本会議における質問について、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。		<p>「議会」とはを考えて質疑・質問しないと質の向上は図られない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一問一答にすべき。一括質問は質問と言うよりも自分の意見の開陳になっている。 ・論点を明確にできた。 ・質問の一問一答は、実施されている。 				
3 市長等及び市長等から委任を受けた者は、本会議において、議員の質問に対して反問することができる。		<ul style="list-style-type: none"> ・反問権を規定していることは、「議員の責任ある質問をすること」に一定の効果がある。 ・反問権の積極的な行使が見られない。 ・取手市議会の特徴でもある。 <p>議員の責任有る質問をすることに一定の効果があると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反問権を規定していることは議員の責任ある質問をすることに一定の効果がある。 ・過去、質問への反問も実施されている。 	—			
4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し資料請求を行うことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 6回 ・令和3年度 3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・以前あった定例会になると、またはその直前に「思いつき」請求が激減し、調査期間が十分なタイミングでの請求が多くなりました。前回の検証の成果ではないでしょうか。 ・何のための資料請求か不明な請求も見受けられる。 	—			
(市長による政策形成過程の説明) 第8条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等(以下「政策等」という。)につい		<ul style="list-style-type: none"> ・概ね丁寧に説明が議会側にあると思います。 ・ほとんど説明されていると思うが、不足と思うときは質疑をすれば良い。 ・総合計画については、基本理念は変わらないものの、各論については、コロナ禍による影響等を加味して、多少の修正は必要と感じる 	1 2 3 4 5	.		

<p>条文</p>	<p>取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)</p>	<p>自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)</p>	<p>自己評価 (1~5)</p>	<p>他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値</p>	<p>検証結果 (A~D)</p>	<p>検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載</p>
<p>て、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項に関し説明を求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 市民参加の実施の有無及びその内容 (4) 他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討 (5) 総合計画における根拠又は位置付け (6) 政策等の実施に係る財源措置 (7) 将来にわたる政策等の費用及び効果</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・説明を求めることをより深めていきたい。 ・会派として疑問があるときは必要に応じて説明を受け対応してきた。 ・規定どおりに行われているものと推察される。 <p>市長に対して(1)~(7)について説明を催促する、説明を求める、といったような討議記録は、議会だよりには見られなかった。</p>				
<p>(予算及び決算における説明)</p> <p>第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、施策又は事業ごとに分かりやすい説明を求めるものとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・決算予算の試行検証に期待しています。 ・決算・予算特別委員会を設置して審議をしている。この成果を活かしたい。 ・分かり易く説明されている ・オンラインによる事前説明を行うようになり、わかりやすくなった面もある。 ・既定にのっとって行われているものと推察される。 	<p>1 2 3 4 5</p>	<p>・</p>		

<p>条文</p>	<p>取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)</p>	<p>自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)</p>	<p>自己評価 (1~5)</p>	<p>他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値</p>	<p>検証結果 (A~D)</p>	<p>検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載</p>
<p>(議決事項の追加) 第10条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議会の議決事項として追加することができる。 2 前項の規定に基づく議会の議決事項については、条例で別に定める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・適切に運営されているものと思われる。 ・評価対象から除外では? ・活用しきれていない 	<p>1 2 3 4 5</p>	<p>・</p>		
<p>(討議等の原則) 第11条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たり、議員間の公平で自由な議論を尽くすため、本会議においての議員の討論については、賛否を明確にし、一議題につき3回まで行うことができることとする。</p>	<p>・令和3年第3回定例会本会議において、「新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種」に関する集中議員間討議を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活発になってきていい議論が増えていると感じます。一般質問と違い、全議員が同時に発言の機会があり、また、他の市議の発言を聞いて争点論点をもって論じる時間は、これが議会だ!と感じていますし、寝ている議員もいません。早く「一般質問」中心から、「討議」中心の議会に変えていかなければ、議会基本条例の本来の目的を果たす議会にはならないと考えます。 ・条文に「賛否の理由を明確にし」にしたほうがよいか? ・問題点として先に発言した議員は最後に反論の機会がなくなる。 ・取手市議会の特徴の一つである。続けていくべき 	<p>1 2 3 4 5</p>	<p>・</p>		

<p>条文</p>	<p>取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議 会等として取り組んだ事項を記 入願います)</p>	<p>自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己 評価を記入願います)</p>	<p>自己評価 (1~5)</p>	<p>他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値</p>	<p>検証結果 (A~D)</p>	<p>検証結果がA以外の場合、新たな取 り組み案や条文改正方針等を記載</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2回目以降の討論について、分かりづらい時がある。 ・ 賛成反対の理由を簡単明瞭に。 ・ 討論については、論点がずれてしまう場面があった。 ・ 賛成、反対が明確になっていない討論がある。 ・ 原則にのっとり議会運営が行われていると推察される。 ・ 討論になっていない討論がまだ見られる。 				
<p>2 議会は、原則として、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 討議が「討論」になっていることが多く感じます。本来の討議を十分に理解し、自己の考えと逆から物事を見て討議し、政策提言に結び付けるための討議を期待しています。 ・ 討論は実施しているが討議はほとんど実施されていないように感じる。 ・ 委員間討議は行われているが討議になっていないときがある。勉強すべき。 	<p>—</p>			
<p>(議長の役割) 第12条 議長は、議会を代表し、議会の秩序</p>	<p>・ 議長不信任決議案が提出された(平成30年9月定例会)</p>	<p>・ 公平公正に議事が進められているとともに、議会事務局職員ともしばしば提言協議をしてい</p>	<p>1 2 3 4 5</p>	<p>・ ・</p>		

<p>条文</p>	<p>取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)</p>	<p>自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)</p>	<p>自己評価 (1～5)</p>	<p>他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値</p>	<p>検証結果 (A～D)</p>	<p>検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載</p>
<p>保持, 議事の整理, 議会事務を統理し, 公平公正な議会運営を行う。</p>		<p>ただいています。特にオンラインの活用に関する提案は、議長のリーダーシップのもと運営され、先駆的取り組みとして評価いただいています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中立公平な議会運営がなされている。 ・公平公正な議事運営がなされている。 ・公平公正な議会運営が行われている。 ・役割に沿って行われていると推察される。 ・ポートピア問題に関する議事整理について、公平公正な運営といえなかった 				
<p>2 議長は、議会全体の代表として、中立性のある活動を行う。</p>			<p>—</p>			
<p>(議長及び副議長志願者の所信表明) 第13条 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、本会議において、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。</p>	<p>・改選後、初議会において実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所信表明に対する質疑を行っていったらいいと思います。 ・しっかりと所信がなされている ・既定どおりに実施されている。 ・取手市議会としての何か独自性があるのかについては分からなかった。 	<p>1 2 3 4 5</p>	<p>・ ・</p>		

<p>条文</p>	<p>取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議 会等として取り組んだ事項を記 入願います)</p>	<p>自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己 評価を記入願います)</p>	<p>自己評価 (1~5)</p>	<p>他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値</p>	<p>検証結果 (A~D)</p>	<p>検証結果がA以外の場合、新たな取 り組み案や条文改正方針等を記載</p>
<p>(会派) 第14条 会派は、2人以上により結成された 議員の団体とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「無会派クラブ」の名称について、今後、無会派議員が出てきた場合、一般市民が混乱する。との意見が市民からありました。 ・2人の会派があらゆる面で一番有利になっている。人数の多い会派は常任委員会以外の委員会等に入る機会が少なく不公平感がある。 ・3人以上が適切だと思う。 ・3人以上が団体との認識がある。 ・会派制でありながらも、少数意見に耳を傾けられている 	<p>1 2 3 4 5</p>	<p>・ ・</p>		
<p>2 会派について必要な事項は、取手市議会会派規程（平成22年議会訓令第2号）で定めるものとする。</p>			<p>—</p>			
<p>(会派代表者会議) 第15条 会派代表者会議について必要な事項は、取手市議会会派代表者会議規程（平成22年議会訓令第3号）で定めるものとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・十分に機能していると思う。 ・会派の意見が集約され、代表として発言されている ・規定どおりの運用と思われる 	<p>1 2 3 4 5</p>	<p>・ ・</p>		

条文	取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)	自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)	自己評価 (1~5)	他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値	検証結果 (A~D)	検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載
		→決めごとなので評価対象から除外では？				
<p>(議員全員協議会)</p> <p>第16条 議員全員協議会について必要な事項は、取手市議会全員協議会規程(平成22年議会訓令第1号)で定めるものとする。</p>		<p>・十分に機能していると思う。</p> <p>・必要な時に開かれている</p> <p>・規定どおりの運用と思われる</p> <p>→決めごとなので評価対象から除外では？</p>	1 2 3 4 5	.		
<p>(議員研修)</p> <p>第17条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p>	<p>・改選後、議員研修会</p> <p>・ICTフォローアップ研修会</p> <p>・災害対応訓練</p> <p>・東京電力による電力供給研修の実施</p>	<p>・様々な取り組みを取手市議会では実施しています。これまでは基礎的部分のものでしたが、次のステージとして、基本条例の目的となっています「政策提言できる議会」となるような研修も必要になってくるかと思えます。</p> <p>・改選後の研修は他議会からも評価されている</p> <p>・研修の機会は減っているので工夫が必要</p> <p>・十分に機能していると思う。更なる議員自らの研修が必要。</p> <p>・新採職員との研修は、今後の為にも有意義な研修だと思う</p> <p>・議員研修は行っているが、今後オンライン等新しい議会運営、コロナ禍での議員研修が必要と感じる。</p>	1 2 3 4 5	.		

条文	取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)	自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)	自己評価 (1～5)	他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値	検証結果 (A～D)	検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載
		<ul style="list-style-type: none"> ・充実していた ・議会事務局手作りの議員研修が行われておりチーム議会の醸成にもなっていると思われる。 ・議員が主体となって実施する研修があるとさらに良くなるのではないかとと思われる。 				
<p>(議会事務局の充実)</p> <p>第18条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(議会事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインの活用による議会活動の向上(感染症対策会議・議会運営・災害訓練) 	<ul style="list-style-type: none"> ・多種多様な能力をもった職員をバランスよく配置しつつ、議会に提案できる体制の維持向上。 ・職員の知識や技能のさらなる向上を図り議会の機能向上に寄与していく。 ・事務局職員の努力に感謝する。事務局の更なる充実を望む。 ・事務局職員の能力の向上と充実が議員の務め。 ・事務局職員の議会に対する提案権を条例に明記すべき。 ・様々な分野に精通し、努力されている ・議会事務局は十分に努力されているが、体制の整備については今後も注視が必要である。 ・職員の知識や技能の更なる向上を図り議会の機能向上に寄与していく ・デモテックをはじめ議会の活性化や危機対応、住民との接点づくりのための広報活動の充実など、幅広く議会事務局が取り組まれていることが分かる。 	1 2 3 4 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 		

<p>条文</p>	<p>取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)</p>	<p>自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)</p>	<p>自己評価 (1~5)</p>	<p>他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値</p>	<p>検証結果 (A~D)</p>	<p>検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載</p>
<p>(議会図書室の充実) 第19条 議会は、議員の調査研究の推進のために、議会図書室の充実強化に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用議員の声を聞き、都度改善を図っている。 ・以前より使用頻度は高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすい図書室となるよう、できることから改善してまいりました。「図書を増やしたら？」といったご意見も理解しておりますが、現状の利用としては、図書を増やすという部分は、図書館のレファレンス機能を活用したいと考えます。 ・調査研究のための蔵書等は充実していないが、ネット環境や、執務スペースとしての充実が図られて利用者も増えているがまだまだ活用があまりされていないように感じる。(サテライトで使用してしまってますみません。) ・利用している議員がほとんどいない ・サイドブックスの活用 ・充実しているとは言いがたい。大分良くなつては来ているが更なる充実を ・予算的にも限界があるので、現状維持 ・議会事務局から配慮をいただいているが、自身の活用については不十分である。 ・議会図書室の充実強化に関する記事等は見つけられなかった。取り組みの有無についての判断には至らず。 	<p>1 2 3 4 5</p>	<p>・ ・</p>		
<p>2 議会図書室の管理について必要な事項は、</p>			<p>—</p>			

<p>条文</p>	<p>取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)</p>	<p>自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)</p>	<p>自己評価 (1~5)</p>	<p>他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値</p>	<p>検証結果 (A~D)</p>	<p>検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載</p>
<p>取手市議会図書室管理規程(昭和58年議会訓令第1号)で定めるものとする。</p>						
<p>(議会広報の充実) 第20条 議会は、議会だより、市議会ホームページ等の多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。</p>	<p>・新しい形の「ひびき」に関し、よい意見が届いている。一方で手にしていない方へのさらなる配布機会がコロナ禍で事前想定からはできていない。 ・ホームページ、Facebookページいずれも発信回数が多いが、そこからの市議による拡散がまだまだ。</p>	<p>・市議会 Facebook ページを全議員の皆さんにシェアしてほしいです。 ・私たち議会事務局では、様々な媒体で発信していますが、それをシェアしたり、さらに拡散したりといった議員皆さん一人一人の努力もお願いしたいです。(市議会情報だけでなく市政情報も) ・各種取り組んでいるが、関心が高まっているかは不十分 ・市民からの電話や、スーパーでの配布時に「1部ください」とお声がけいただいたことから、市民が市政への関心を持っていることを実感した。ただし、いずれも60代以上であったことから、若者の関心を更に高める方法を策定していく必要があると考える。 ・ネット環境を利用した広報は充実してきている。 ・様々な形で努力されていて感心する。ネットを使わない方への議会活動の広報</p>	<p>1 2 3 4 5</p>	<p>・</p>		

<p>条文</p>	<p>取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)</p>	<p>自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)</p>	<p>自己評価 (1~5)</p>	<p>他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値</p>	<p>検証結果 (A~D)</p>	<p>検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・各議員、議会事務局からの SNS 発信を行っているが、今後も議会広報活動に努める必要がある。 ・議会だより、議会ホームページ、インターネットによる議会中継とそのアーカイブなど、議会広報活動について充実化がされている。 ・広報の充実では、「ひびき」の紙媒体広報を縮小し、新聞折り込みをやめてしまった 				
<p>(専門的知見の活用) 第21条 議会は、市の直面する重要課題に対応するため、法第100条の2の規定により、必要に応じて大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の知見の積極的な活用を図るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デモテック戦略事業 ・音声認識システム会社との事業協力 ・東京電力による電力供給研修の実施 ・デモテックの取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・早稲田大学、東京インタープレイ株式会社、一般社団法人地域経営推進センターとの協働事業によるデモテックがある意味、この規定に基づき事実上、初めての事業。全議員の皆さんと一緒に頑張りたい。 ・今までほとんどなされていなかったが、昨年からデモテックが始まり、どんな体験が出来るか楽しみである。 ・今後、デモテックをはじめ、日本生産性本部と連携して、積極的な活用が見込める ・議会におけるオンライン会議の活用（デモテック）において、早稲田大学ほか民間企業の知識や知見を活用して社会実験を行うなど、議会 	<p>1 2 3 4 5</p>	<p>・</p>		

<p>条文</p>	<p>取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議 会等として取り組んだ事項を記 入願います)</p>	<p>自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己 評価を記入願います)</p>	<p>自己評価 (1~5)</p>	<p>他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値</p>	<p>検証結果 (A~D)</p>	<p>検証結果がA以外の場合、新たな取 り組み案や条文改正方針等を記載</p>
		<p>として外部の専門的知見を積極的に活用してい るといえる。</p>				
<p>(情報通信技術の活用) 第22条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的 に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図 るものとする。 2 議会は、災害の発生、感染症のまん延等、や むを得ない理由により議事堂に参集すること が困難なときは、その状況に応じた情報通信技 術の積極的な活用を通じ、議会活動の継続を図 るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ Side Books および採 決システムの活用を進め、議場 内だけでなく、オンライン委員 会においても活用した。 ・ オンライン現地調査の実施 ・ 管外視察時にもオンラインを 活用し、委員外議員も視聴する ことができた。 ・ Side Books の活用 により、提出予定議案事前説明時 に議案を見ながら説明を住民も 知ることができるようにした。 ・ 貸与タブレット等を用いて地 震発生時の安否確認、情報共有 が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タブレットや Zoom、SideBooks、LINE な どの利用が始まり飛躍的に情報通信技術の活用 が進んできた。 これを有効に利用しどんな状況に於いても情報 が共有出来る環境が構築されたと思う。 ・ オンライン会議を行い、集まることを避けて 議論を行っている ・ 全国でも先進してオンラインを活用してい る。 ・ 議会におけるオンライン会議の活用（デモテ ック）に向けた技術面、ソフト面、法制面にお ける課題の洗い出しや実証実験などを他の地方 議会に先駆け取り組み、議会活動の継続に役立 てようとしている。 ・ 一気に進んだ。 ・ 電気および通信が可能な状況下ではより容易 に駆使できるようにしていきたい。 				

<p>条文</p>	<p>取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)</p>	<p>自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)</p>	<p>自己評価 (1~5)</p>	<p>他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値</p>	<p>検証結果 (A~D)</p>	<p>検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・閉庁日や夜間に市議への情報発信に議会事務局職員が登庁することなく速やかに発信できるようになった。 ・委員会開催日などの日程調整をLINEの日程調整機能などで容易にできるようになった。 ・議案書、予算決算書はじめ印刷製本配布がなくなったため、紙や経費、職員業務時間の大幅削減につながった。 ・オンラインの活用 					
<p>(他の条例との関係)</p> <p>第23条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める最高規範としての条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合は、この条例に反してはならない。</p>			<p>1 2 3 4 5</p>	<p>・ ・</p>		

条文	取り組み実施事項 (記載以外で条項に該当して議会等として取り組んだ事項を記入願います)	自己評価事項 (規定に基づき実施の有無や実施事項への自己評価を記入願います)	自己評価 (1～5)	他の委員等の評価点 最大値・最小値・平均値	検証結果 (A～D)	検証結果がA以外の場合、新たな取り組み案や条文改正方針等を記載
<p>(検証及び見直し手続)</p> <p>第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検証し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組まれ、検証の効果もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的実施されている ・日本生産性本部との連携事業として、現在も進行中である。 ・情報通信技術の活用に関する条文を追加するなど見直しを行っている。 	1 2 3 4 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 		

オンライン委員会の要件に関する改正案

(会議の特例)

第15条の2 委員長は、次に掲げる場合には~~災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは~~、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。

- (1) 災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認める場合
- (2) 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める場合

○申し合わせ事項（案）

- 1 第15条の2第1項第2号の「公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由」によりオンライン委員会の開会を求める場合には、開会の1時間前までにオンライン出席を希望する旨の事前連絡義務を申し合わせ事項とする。（オンライン委員会の準備には、相応の時間を要するため。）
- 2 第15条の2第1項第3号の「委員長が特に必要と認める場合」に関する申し合わせ事項
「特に必要と認める場合」の判断基準としては、次のとおりとする。
当該委員会において予定されている議事の内容を踏まえ、効率的かつ迅速な委員会の運営の観点から、オンライン会議システムを活用した会議を開くことが適切であると認める場合